

第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（五）

梶原克彦
奈良岡聰智

目次

総論・解説

- 一 池邊榮太郎（以上、第四十七号）
- 二 石川源三郎・野依辰治・前園秀松他（以上、第四十八号）
- 三 内島昌雄・西成甫・三間隆次（以上、第四十九号）
- 四 大瀧潤家・鴻海蔵・岡田日人・杉田直樹（以上、第五十号）
- 五 野原駒吉・橋爪カール（以上、本号）

解説

本号では、リッペ侯国の首都デトモルトで抑留された野原駒吉およびブレーメンで抑留された橋爪カールの事例を取り上げる。リッペ侯国は現在ノルトライン＝ヴェストファーレン州のリッペ郡 (Kreis) であるが、かつてはドイツ帝国に存在した領邦国家であり、デトモルトにはその宮廷が置かれていた。一方、ブレーメンは、ハンブルク同様、中世ハンザ

都市の位置づけをなお維持している都市州であり、当時も商業や貿易の拠点の一つであった。野原駒吉はデトモルトでグリースハイム化学工場の染料技師として、そして橋爪カールはハンブルクのオーライエン商会で電気技師として働き、大戦勃発に遭遇したところで抑留されることとなった。

橋爪カールは翻刻記事にもあるように、ドイツ人の父と日本人の母との間に生まれた男性であった。記事では国籍は日本となっているものの、ドイツ国内務省が実施した調査によれば、ブレーメンに技師カール・ハシヅメ (Caru Hashizume) 別名 Charles Oberlein が拘禁されているが、彼はドイツ人の父と日本人の母から生まれたので、どうやら日本大使館からは日本人と見なされていないと報告されていた^{〔1〕}。ドイツに在住していた「日本人」民間人のなかには、前号で触れた朝鮮人の他にも、橋爪のように国際結婚のなかで生まれた者も含まれており、本人の意向に関わりなく、国家的帰属と民族的帰属とのあいだで「抑留・拘禁対象者」とし

て自身の帰属先を宛がわれた例もあった。

こうした動向は日本人をパートナーとする者に対しても同様に観察され、野原の妻がこれに該当した。彼女はドイツ出身で、野原との結婚後もドイツで暮らしていたことが窺われる。当時の国籍は定かではないが、他の日本人同様、ドイツ人の不穏当な行為から「保護」することを理由として彼女も拘束されることになった。²⁾ところで、ドイツ人の夫と死別後にもドイツ(シュトゥットガルト)に在住し、ちょうど野原の妻と逆の立場だった日本出身のベルツ花は、大戦後に出版した『欧州大戦当時の独逸』で、当時外国人は、日々の動静検査、検閲を受け、毎一度の警察署への出頭が義務付けられていたことを書き記している。³⁾ここではドイツ出身でイギリス国籍を取得していた義母についても触れ、義母は息子(花にとつては義弟)の仕事の關係で渡英し、「イギリス人」となっていたが、開戦と共にドイツで暮らすようになっていた。そして義母は結局一日一回の出頭を免ぜられるようになったとあるように、ベルツ花の筆致からは、敵国とつながりのあるドイツ人も寛大な処遇を享受したことも窺える。日本人民間人抑留の在り方については現地の官憲により対応が異なっていたが、敵国との関わりという点でデトモルトのそれはかなり厳しい処遇が行われていたといえる。例えば、野原夫妻は共に一つの狭い未決監に収容され、その期間も一ヶ月以上に亙った。また三人の子供たちと引き離され、毎日十

分の面会時間しか許されなかった。さらに一家はドイツから国外退去処分を受け、生業も財産も大きく損なわれることになった。⁴⁾

野原一家は一九一五年一月一日にドイツを出国し、その後、妻と子供たちはスイスで生活し、野原は同年三月に帰国の途に着いた。その後、日本の英字新聞である『ジャパン・アドヴァタイザー』紙や『ジャパン・クロニクル』紙のインタビュー記事を通じて、こうした野原一家に対する処遇は日本在留の外国人にも知れ渡っただけでなく、様々なルートを通じてドイツにも伝えられた。例えば、神戸在住のドイツ人J・ユリアンは、ドイツ在住の妹を通じてフォス新聞編集部に宛てて、『ジャパン・クロニクル』の野原に関する切り抜き記事と在独日本人の処遇に関する見解を書き送った。⁵⁾彼の意見では、在日ドイツ民間人ならびにドイツ兵捕虜は厚遇されており、民間人は戦前と同様に経済活動を行っている。自分は二十八年来日本に住んでいるが、日清戦争時に在日清国人が誹謗中傷などを受けなかったことを覚えていた。自身の関心事は、『ジャパン・クロニクル』の記事にあるように、在ドイツの日本人が拘禁されているのかということであり、もし事実でないならば、フォス新聞でこれを否定する記事を掲載することが、日本の新聞にも同じく否定記事を掲載させるために必要である。もし記事が事実ならば、日独双方の新聞がこれらの事柄を公にすることが重要である。それという

のも、捕虜及び民間人の取り扱いは相互性に基づいているからであり、自分達に日ドイツ人が極めて好意的に取り扱われている一方で、在独日本人、つまり非戦闘員が拘束されるとすれば、そのことが日本で注意を引くとしても驚くに値しない。三月二十五日に、『ジャパン・クロニクル』が野原の取り扱いに関する記事を再び掲載したが、今日、ドイツが在独日本人の取り扱いを理由とした日本の苦情に満足いく対応をしない場合、日本が報復として日本在住のドイツ人を国外追放するのでは、という噂が出回っている、このようにユリアンは書き、この内容はドイツ帝国外務省へも伝えられた。

ユリアンが野原に対する処遇に関心を払った理由の一つは、在独日本人に対する酷遇が自身を含む在日ドイツ人に対する報復を招く恐れだったと言えよう。実際、日本の外務省は一九一四年末、ドイツ占領下にあったベルギーでの邦人解放が進まず、その解放を実現するために報復措置として日本へ寄港したドイツ人の拘束を検討したこともあった⁶⁾。また在日ドイツ人民間人の処遇は開戦当初寛容だったものの、独探の活動に対する警戒や、在日ドイツ人処遇の寛容さに対する協商国側からの不満を背景に、徐々に厳しさを増し始めており、一九一五年一月と九月には青島在留ドイツ人の検挙も行われていた⁷⁾。こうした情勢の変化は、珍田捨巳駐米大使の在日ドイツ人処遇の厳格化へのコメントと併せて、報復措置の

可能性を信じ込ませるに充分だったと言えよう。

その他にも、アジア太平洋方面に関する在ハンブルクの経済団体である東アジア協会 (Ostasiatischer Verein) が、『ジャパン・アドヴァタイザー』紙における日本人酷遇記事の訂正を日本に求めるようドイツ帝国外務省へ提案していた⁸⁾。在独日本人の保護・利益の代表を務める在独アメリカ大使館からの野原や橋爪の安否確認は以前からもあったが、そうした動きとは別に、在外同胞の安全と経済活動存続のためにも、ドイツは野原らの処遇をめぐり事の真相を調査する必要性に迫られた。一九一五年七月一七日付でドイツ帝国外務省は在独アメリカ大使館に回答し、虐待を受けたとする報道のあった、イケベ、オノ、ノハラについては、添付文書と共に事実無根と説明した⁹⁾。野原に関する説明では、リッペ侯国国務省の調査報告に従えば、野原が間違った説明をしたか、『ジャパン・アドヴァタイザー』紙の記者が党派的意図をもって野原の説明を歪曲したか、のいずれかであり、野原個人に関係する事柄が完全に間違っているという状況からして、記者による歪曲の可能性を指摘した。

『ジャパン・アドヴァタイザー』および『ジャパン・クロニクル』の同報記事とリッペ侯国国務省の報告とを比べてみると、当時の国際プロパガンダ戦の影響もあってか、前者の記載に不正確な点があるのは否めない(例えば未決監での収容期間が実際は「二ヶ月弱」のところを「二ヶ月から三ヶ

月」とする)。しかし野原だけでなく夫人まで（子供と引き離されて）拘束されなければならなかった理由、狭い未決監に収容した理由、子供たちが通学停止となった理由、これらはすべて保護のためとされているが、心身双方の衛生面につき不適當な場所での拘留を説明できるものではない（また総ては保護のためとしながらも、両親は未決監に収容し、子供たちは自宅で生活し続けるままにしておいたことは、安全確保の観点からは矛盾している）。財産被害についても、野原が国外退去に際してその保護の有無を照会した電報^①は残っているのに対して、そうした動きはそもそもなかったとする官憲の回答は齟齬を来している。他の領邦でも官憲によつて実際に個人財産が没収され、国外退去後に返還された例があるように、最終的に没収という形にはならなかったにせよ、様々な損害を受けたことが野原の日本の外務大臣へ宛てた陳述書からも察せられる。総じて野原夫妻の抑留は長期に亙る過酷なもので、解放後も物心両面の大きな損害を一家に対して与えたと見なし得るだろう。

野原の抑留をめぐる問題には、民間人処遇で指摘される相互性の観点から、日本政府や家族だけでなく、在日ドイツ人もドイツにおける日本人の処遇へ大きな関心を寄せていたことが示されている。ところでこの相互性は、ドイツ兵捕虜の存在も含めた、ドイツ人への報復措置への懸念を惹起する一方で、在日ドイツ人に対する「厚遇」を通じて、在独日本人

の解放を後押しした側面もある。野原や橋爪も確かにそうした恩恵を受けたところがあるものの、戦争で大きく人生を変えられてしまい、その個々に刻まれた苦難は「大戦と民間人処遇」という大文字の問題には還元され得ない。本稿がとくに野原の陳述書と在独アメリカ大使館に宛てた手紙を採録した所以もそこにあり、本翻刻が「忘れられた総力戦」としての第一次世界大戦と日本とのかわりを再考する一助となることを期待したい。

【凡例】

なお翻刻に際しては、以下のルールに依った。

- ・適宜段落を整理し、句読点や中黒を補った。
- ・漢字は原則として新字体を用いた。
- ・同一資料内で表記が揺れている場合、編者が統一した場合がある。
- ・「（）」および「」の記述は、編者が付したものである。
- ・判読不能な語句は□で表記した。

五 野原駒吉・橋爪カール

① 野原駒吉「財産を奪はれた在独日本人」（『東京朝日新聞』一九一五年三月一九日）

▽言語に絶江たる

▽獨逸官憲の暴虐

獨逸リッペー州デトモルト市に化学工業品製造所を經營して居つた邦人野原駒吉氏と云へば、同市古參の日本人たるのみならず獨逸婦人を娶り其間には三人の愛子まで儲けて

▲**交際社会にも** 可成に顔が売れて居るので、氏自身にも其地を第二の古郷と心得數萬の資材を擁していと安らかな生活を續けて来たものであるが、日獨開戦と共に此平和なる一家五人は沒義道なる獨逸官民の迫害を被り暴虐極まりなき取扱を受けた揚句、有る程の家財も悉く沒収され妻子別れくの状態となつて辛くも十八日未明横浜着マンチュリア号で米國經由

▲**孤影悄然とし** て帰朝した、氏は遣る瀬のなかつた其折の悲憤の情を語つていふには『十數年来我居村の如き考へで住んで居つた獨逸の人間から斯程迄情知らずの凶暴な待遇を受けようとは思はなかつた、昨年八月十八日日本の宣戦に先立つて昨日までの友情は忽ちにして憎悪に變つたデ市の官憲は我等親子の者五人を引捕へて容赦なく殺人や放火の囚人と▲**雜居の未決監** に押籠同様に叩き入れた許りか子供は退学処分、數萬の財産は即座に沒収の憂き目を見た、未決監の苦しみの如何許りであつたかは今一寸話も出来ない程で斯した境遇は十月の末迄続いた、而して辛つと出監したかと思ふと次で一週間に内に退去の命令を受取つたが、家事の整理其他の用務が重なつて居るため哀訴嘆願の結果漸く猶子を許され急いで準備を整へると今度は

▲**いくら待ても** 旅券の下付がない、其間には日々官民の圧迫と侮辱とを受けつ、暮の大晦日になつた旅券は其深夜に下つて明朝早くに出発せよとの嚴命殆で足下から禽の立つ様な騒動であつた、でも妻子等を同所に残し自分丈米國を経て帰朝した次第であるが

▲**珍田大使に會** つて財産返附の手續を願つた処が夫が到底無効であらうといふ事に又復落胆を重ねたばかりである、一体船越代理大使が引上げ間際の遣り方は甚だ在留邦人に不親切なもので其為め殘留者の困惑した事はどの位か知らない云々。

② **野原駒吉「獨逸の監獄に三ヶ月」**〔神戸新聞〕一九一五年四月一日)

▲**当地野原駒吉氏夫婦の遭難**

獨逸リッペー州デトモルト監獄重罪監に三ヶ月拘禁された当「居留地九十九番米國貿易会社々員野原駒吉氏は本年一月一日獨逸を脱出し此程帰朝したるが氏は往訪の記者に語つて曰く「吾輩は初め獨逸崇拜者であつた高等教育が済むと獨逸に行つて同地で教育を受け半生殆ど獨逸に生活したので妻も獨逸人で三人の子供がある、獨逸は世界の一等国として卓術は勿論人道に上よりいふも世界に卓越せるものと思つてゐた、それほど獨逸崇拜者であつた然るに今度の遭難から始めてその迷夢が覺めたよ、顧みれば昨年八月四日頃だ、英獨の

国交断絶を新聞の号外で知つた時、日本も日英同盟の關係上遠からず世界戦亂の渦中に投ずること、想像したので駐在大使館に何分の指揮を仰がんと申込んで置いた処がその後八月十八日のこと突然一名の私服巡査が面会を求めて貴下は日本の予備軍人にあらずやと訊ねたが、素より軍籍に關係がないから、否と答へた処件の密偵が署長の命令と称して予に旅行を禁ずる旨を言ひ渡して立去つた兎角する程に同月二十二日に至りて大使館より退去せよとの電命があつたが時既に遅く、同日一名の制服巡査□保護の名の下に警察に同行せよと引立てられ仕方なく遂に同州政務大臣と会見して訴へたが中央政府の命令なりと称し要領を得ず同日遂に同地監獄に収監された、妻は予の拘禁を聞き驚いて馳付けたが固く鐵柵を施して面会を許さないので女ながらも外務省や知人に通知して釈放に努めたがこれまた其効なく却つて政府は妻をも拘禁するに至つたのである、或日典獄の好意で同一監房に収容され獄裡に夫婦相会うてその奇禍を悲しむと共に獨逸政府の横暴を憤つたが詮方がない、妻は家に残した三人の幼児の身の上を案じて只歎歎くのであつた、四五日後典獄に嘆願して自宅から食事を運ぶこととなり、愛兒も一日十分間宛の面会は許されたがいたいけない七つの愛兒が妻の膝に凭れて泣くのを見ると予も思はず泣かされたものであつた、かくて八月二十三日から十月三十一日釈放される迄約三ヶ月間一分間の散歩も許さず湯には勿論入らず有ゆる凌辱虐待を受けたので

當時を追想すると全く戦慄するのである、而して予は同地に四五万円の資金を有し拘禁中の被害は少くとも十万円これに身体及精神上の苦痛を受けた慰謝料を合せて獨逸政府に損害賠償を要求する積りであるが予は此処に於て獨逸心酔の熱醒め獨逸人の暴啖野蠻に驚くのである」云々。

③ 野原駒吉「陳情書」(「欧州、日独戦争關係一件 昭和四年法律第三十六号戦争に因る損害救恤關係 救恤申請書第二卷」外務省外交史料館)

今回同盟及聯合國と獨逸国及其の同盟国との戦争に因り損害を被りたる帝国臣民の追加救恤に關する法律發布せられたるに付き、規定に基き貴官宛損害申請書提出せるも、尚自分の被りたる損害の件に付き其の経路と損害の理由、並に此の損害に基因し現時尚窮乏を極めつつある実状態を詳細に陳述せんが為め、貴官宛本陳情書を提出する所なり。

歐洲戦争以前より、自分は多年輸出入仲介營業に従事し居れり。常に本邦歐洲間往復なし居りしも、營業上便宜の為め尚又兒童教育の都合上獨逸国に移転するに決し、自分並に家族一同大正元年九月以来全国「リッペー州デトモルト」市に住せり。爾来自分は商要務を帯び、屢々帰朝せり。而して大正三年六月廿二日再び本邦を發し「シペリヤ」經由渡独の途に上り、翌七月五日着独し引續き歐洲各地を旅行し營業に従事し、全年八月十七日在住地「デトモルト」市に帰着せし

に、全日全市警察署長「ケネケー」自宅に來り、今後外出又は旅行を禁ずる旨嚴命せり。依て止を得ず自宅に上り居りし処、全月廿二日日独国交破るるに當り全市官憲は再び警察署長を自宅に派し、自分は敵国民たるを以て監禁せらるべきものなりとて同行を求めたるを以て、自分は皇軍籍にあるに非らず、又犯罪者にもあらず、唯一商売として在住し居るは全市官憲は勿論全市民の好く知る処なれば、如斯不法なる監禁処分を受る理由なしと同行を拒絶せしに、署長は検事長よりの命令なればとて強制的に自分を屋外拉し去りたれば、遂に彼と同行するの止を得ざる事となれり。然るに署長は自分を全市の監獄に導き、一監房を開き此処に監禁するを告げたり。依て自分は其の不法を説き絶体に彼の命令に従ざりしを以て、署長は自分を検事局に導き、検事長「クレデー」に監禁処分に服せざるを告げたり。検事長是を聞や怒氣満面に著し、汝敵国の奴輩何すれぞ検事長の命令に従はざるやと蛮声を發し、加之侮辱的の言語を弄したるも、自分は飽くまでも此の不法なる命令に従ふ能ざるを述しに、検事長は再び自分を警察署長及び其他の警吏をして警護せしめ、全市政務局に導かしめ、政務長「ビーデンウエグ」より再び監禁の宣告を受たり。然ども自分は百方其の不法を弁陳し、監禁処分に服するの理由なきを説しに、政務長は伯林中央政府よりの命令なれば汝は此の命令に服せざるべからずとの一言を残し、署長警吏等に低声にて何事か私語して其室を去れり。此時自分

は憤慨其極度に達し激昂せる折から、一命を堵〔賭〕し彼等と格闘し、彼等数名を倒したる後ち、自分も彼等の為め撲殺せらるるに如かずと思ひしも、翻て考ふるに、斯る場合に処し貴重なる生命を損ずるは所謂犬死にして、何等利する処なきを悟りたり。依て彼等頑迷なる警吏等の為すに任せたり。警吏等は再び自分を監獄に導き、自分の抗議に対し何等耳を傾くる事なく、鉄拳雨下の元に手取り足取り一監房中に投入せられたり。事此処に至り万事休す、何等策を施す処を知らず。唯茫然たるのみなりし。妻「カタリーナ」は自分の監禁せらるるや極力釈放運動に従事せしに、官憲は彼等の行動を妨害するものとなし、又妻の敵国に国籍を有すとの理由に依り、全月廿四日は又殴打暴力に依り監禁せらるる身となり、自分の投入せられたる監房中に投ぜられたり。尚ほ児童三名は、敵国民たるの故を以て即日退学処分を受けたり。而して教頭文学博士「ブリユクネル」は全校生徒に命ずるに、敵国児童との交際は勿論、言語の交換をも嚴禁し、敵国児童と途上に遭遇せば鉄拳制裁を加ふべきを以てせり。加之彼博士も屢々児童と途上に遭遇せし際、汝不知恥の敵国小豚と呼び、拳を固めて殴打せしことありたり。教育者を以て自から任じ、而も博士の称号を有するものにして尚ほ如斯非文明的蠻行を敢行するものなれば、其他の輕輩等に至りては頑迷暴戻殆ど猛獸に等しきは推して知るべきなり。自分等の監禁せられたる監獄は重罪犯人を收容する処にして、自分の左右隣房

には殺人犯と放火犯人せられ居りたり。監房は六疊敷大の小室にして、約二尺四方の小窓一ヶ所あるのみ。而も鉄格子を有し、加之鉄製の目隠あれば、僅に天の一小部分と監獄に連接せる道路の一部を見るを得るのみなり。故に空氣の流通最も悪しく、殆ど呼吸に苦めり。監房中には何等の設備無く、僅に粗造なる木製の長腰掛に類するものあり、上に枯草を敷き、破れたる古毛布一枚あるのみ。其他一隅に粗製不完全極まる両便器と小形木製腰掛一個あるのみ。自分等兩人全時に横臥する能ざるを以て、毎夜交代にて臥床するの余儀なき始末なりし。加之監房中床蟲夥しく睡眠すること稀なりし。洗面は毎朝武力製の小盤に少許の冷水を与へられたるのみ。食物の如きは、牛馬と雖も口にせざる「シチュ」様のもの日に一回給せられ、朝夕は黒パン厚切の一片を得るのみなりし。自分等夫妻共に監禁せられたれば、自宅には児童と独国人の使用人等の残留するのみなりしが、使用人等は敵国人に使用せらるるを潔とせず、自から暇を取りたれば、残るものは若年の児童のみで、家政の施行不可能となりたれば、住宅を閉じ、児童をして下宿生活せしめんと、幾多の知人等に其の周旋を依頼せしも、全市民は敵国人を下宿せしむること能はずと皆拒絶せられたり。然るに幸にして稍親交ありし一寡婦の好意に依り全人方に下宿せしむるを得たり。自分等監禁中は一歩と雖も監房外に出づるを許されず、信書新聞等は嚴重な検閲を経るにあらざれば受入するを得ず。殊に甚しきは其

当時帝国の利権を代表せし在伯林米國大使より自分宛伯林政府と交渉の結果、自分の釈放を許されたれば、本書面を「デトモルト」市官憲に示し、節時出獄を請求せよとの信書来りしも、此の書面は長時日間差止め置かれ、漸く出獄の二三日前受領せり。面会人は絶体に許されず。僅に日々一回づつ十分間を限り、監房中にて獄吏立合の上児童に面会するを許されたり。是に依り多少外界の情況を聞き、差入物其他の要件に關し命令し得るも、何分にも若年の児童たると面会時間の僅少ななるに依り要領を得ること劣りし。三男の如きは其当時漸く六歳前後にして頑是なく、母恋さの余り日々獄吏に導かれ監房中に来るや直に母に取縋り、泣々廻はらぬ口にて何事か打語り母を慰めつつありし。然るに制服着用帯剣敵めしき血なき涙なき鬼の如き獄吏は、時計を手にし、規定の十分時至れば直に小兒を母の手より奪取り監房外に押出し、母子共に涙を振て尚ほ一二分の猶予を嘆願するも、何等の容赦することなく轟々たる音を立て監房の鉄戸を閉塞するを常とせり。母は小兒の監房を去るや鉄窓の間隙より脊を延べ、首を延べ、小兒の帰途を見んとし、小兒も又監獄の窓を見つて手巾を打振り、母も又手巾を振りて之に答へ告別を惜み、而して小兒の蔭の没するや、母は床上に打ち倒れ泣涕久しきに涉れり。自分は長日月間日々此の悲惨なる実悲劇を見て常に断腸の思を為し、暗涙に咽ばざりし日なかりし前記の如き状態なれば、監禁以来妻の如きは神経甚しく興奮し、殆ど常規を

失せしが如き容体となり、長日月に渉り人道を無視せる酷遇を極めたる監禁の苦痛に堪ゆる能はず。屢々自分と共に自殺せんと迫りたるも、或は懇々其愚を説き、或は慰め、或は譴責して漸く事無を得たり。如斯有様にて日夜煩悶に煩悶を重ね身体の衰弱すること甚しく、若し監禁の尚ほ長時日に渉るとせば或は牢死の厄を免がれ能はざるものと覚悟せり。時々巡視に来る獄吏に自分等の将来如何なるや問ひしに、彼は我等下僚の者には確定的に言ひ得ざるも、恐く銃殺の刑は免るべきかとありたり。故に或は銃殺せらるるやも計り難く、愈々不安懸念を増加せり。自分等は十数年後の今日に至るも尚未だ監禁前の健康状態に復せず、監禁中発病せる痔病、胃腸病、僕麻窒斯の如きは、今ま尚痼疾性病として苦悶しつゝあり。故に労働は勿論、業務に従事する能はず。加之財政的窮迫の爲め言ふべからざる困難を感じつゝある始末なり。大正三年十月十一日に至り七日間内に独逸国々外へ退去すべし、若し此の期限内に退去せざれば再び監禁すとの条件にて出獄を許されたり。此の日出獄に先ち一通の支払請求書を獄吏より受入せり。開き見れば毎夕七時より九時まで監房中を照せし豆の如き小電燈の料金並に監房の掃除料金合計約五十「マルク」の請求書なりし。依て自分は好で此の獄舎に去りしにあらず、又監房中に宿泊を乞しにもあらず、汝等不法にも自分等を監禁し而も尚ほ如斯料金を請求するは何事ぞ。斯る請求に絶体応ずる能はずと反言せしに、若し此の料金を支

払はざれば出獄を許さずと。此の場合彼等と押問答するも何等の価値も無く唯時間を費すのみなれば、請求に応じ支払を了したり。如斯にして出獄を許され、漸く自宅に帰るを得たるも「デトモルト」市外に出づるを厳禁せられたるのみならず、信書の發送をも禁ぜられたり。尚ほ逃走を企ざるを證明する爲め毎日午前十時、午後五時の両回警察署に出頭し点呼を受くる事となれり。出獄後営業に関する万般の整理並に自分所有の不動産及び動産の処分其他一切の整理の爲め、全市官憲に対し退去期日の猶子を乞ひ、其の許可を得たるも、自由の行動を取る能はず。加之官憲の圧迫日々に加はり、尚ほ敵国民たるの故を以て食料を得ること益々困難となり、何等の整理を行ふこと能はず、又先途如何に成り行や計り知るべからず。尚且営業上最も重要事施行の必要ありし爲め、速に独逸国を退去するに決し旅券の交附を請求せしも、官憲は言を左右に控〔託〕し交附せず、故意に遷延せしめたる後ち今年十二月卅一日夜不意に旅券を交附し、翌日相違無く全市を出発すべしと厳命せり。依て大正四年一月一日故国に於ては元旦の祝日として市民屠蘇の香に酔ひ相樂むの日、自分は家族と共に、屠所に追るる羊の如く恨を呑で各自少許手荷物を持ち、人目を憚りつつ逃るが如くにして居住地「デトモルト」市を立去り、官憲より指定されたる順路を経各停車場にて取調を受たる後ち全日夕独逸国境「リングウ」に着せり。全地にて最も嚴重なる取調を受け、手荷物は勿論着衣に隠

し、靴下の内部に至るまで検査せられ、持参せし營業に關する重要書類、信書、受取證其他一切書類押収せられたり。翌二日漸く瑞西国「バーゼル」市に到着せり。「デトモルト」市出發に先ち全市官憲に対し自分の所有せる不動産並に動産の保護證明を請求せしも、敵国人の財産保護の義務なしとして其の請求に應ぜず。加之家屋並に動産に対する火災及び盜難保險契約も官憲の命令と称して解約を申込み来れり。如斯事情なれば、如何とも施策の道なく、止を得ず地所家屋は勿論家財其他一切の所有物を放棄し、僅に官憲より携帯を許されたる少許の着換を□ふを得たるのみなり。前条縷々記述せる如く不法監禁、旅行禁止、又其他の圧迫に依り独逸国に於ける商關係は勿論、瑞□諸国に於ける商關係全部破壊せられ、殊に最も遺憾なるは戦乱突發直後独瑞諸国にて自分の取扱ふ染料の買入契約を結び、商品の引取は三十日乃至四十日とし、其の手附金として総額約五万四千円を支払たるも、不法監禁、旅行禁止の爲め行動の自由を失し、其爲め規定の期限を過ぎたるを以て此の手附金は全然損失するの止を得ざることとなれり。加之之に伴ふ諸種の費用を計上すれば其額拾万円を超過せり。而も是又全々損失せり。独逸官憲の不法なる圧迫なかりせば、自分は最低に見積るも百万円以上の利益を取得せしなり。之を要するに、自分は欧州戦争時独逸官憲の圧迫に基因し、財政的精神的共に再び立つ能はざる打撃を被り、今ま尚ほ此の苦痛を嘗めつつあり。大正四年春一時帰朝

の節、不取敢帝国外務省へ全年五月廿一日陳情書と共に左記の損害賠償を独逸国政府に対し請求せられたき請願書を呈出したり。

- 一 地所約百五十坪 金貳仟五百円
- 一 新築家屋二重煉瓦四階建 金七仟五百円
- 一 家財家具其他の動産 金壹万円
- 一 不法監禁に対する慰謝金 金壹万五千元
- 一 不法監禁の爲め臨時支出費 金壹仟五百円
- 一 營業に關聯す諸損失 金拾万円

合計金拾參万六千五百円也

前記損害賠償額は事實の損害より尚ほ内輪に計上したるものにして、間接に被りたる損害を計算すれば、前述の如く壹百万円以上を超過せしは確實なるなり。其の当時有力なる某大官は、凡て損害賠償は實際の損害の倍或は数倍の額を申請すべくして、愈々損害の賠償を得るに至れば漸く實際の損害額を取得するを常とせば、自分も此の例に習ふべき様注告せり。然れ共自分は不当の収益を計るにあらず、又虚偽の申請は自分の潔せざる所なれば、所謂掛引無き實際の而も尚ほ内輪に計上したる損害額を請求せるなり。其後ち自分は再び渡歐し瑞西国「バーゼル」市に引続き居住することとなりたれば、再び全地に於て一家を構ふる必要ありたれば、独逸国に放棄せし家財什器其他の物件の還附を時の独国總理大臣「ベートマンホルウェーグ」宛直接書面を以て数回に涉

り交渉せる結果、漸く物件の還附を許され再び自分の所有帰したり。然るに物件の破損使用に堪へざるもの或は紛失せしもの多数ありて、此の全額式千五百円となれり。物件に対する損害額を一万円と申請せしも、上述の如く大部分之返還を受けたれば、物件の損害は式千五百円に減ぜり。上記物件損害減額の件に付き、大正六年三月十五日附を以て帝国外務省宛届書を提出し置きたり。独逸国に存在せし自分所有の家屋は其後狼藉者より屢々破壊を企てられ大形窓硝子粉砕せられ屋内にある物品を掠奪せられ尚ほ全家屋も何時破壊せらるるも計り難き危険の状態にある情報に接せり。大正四年六月十日附帝国外務省宛此旨届出し置たる。然るに其後戦争は長年月に涉りし為め、家屋は益々破損腐朽を来すの恐あり。又家屋を売却し金員に換ふるの必要迫りしを以て、其当時瑞西國駐在帝國全權公使三浦弥五郎の許下を得たる後ち、家屋並に宅地を独逸獨国人に売渡せり。依て此代金壹万円は損害賠償請求額中より減算せり。尚ほ前記の動産物件の還附に依り金七千五百円を減じ、合計金壹万七千五百円也を大正四年五月廿一日附を以て申請したる損害金額金拾叁万六千五百円より差引き、金拾壹万九千円の損害となれり。是又其当時外務省へ申告せり。大正九年十一月損害賠償に係る一切の件は司法省内特種權利審査会に移り、全会にて審査することとなれり。依て全会へ上記の拾壹万九千円の損害を申請したり。大正十年七月特殊權利審査会に於て自分損害賠償に関する件は

在「ロンドン」日独混合仲裁裁判所に於て裁判に附すること
に決定せられたり。其後数回独逸被告より損害賠償請求に
じ難き答弁書を受領せしを以て、原告自分より又特殊審査会
を通じて「誤記訂正」弁駁書を呈出、幾多の曲折を経たる後
ち大正拾參年本係争問題を和解するの議の起りたるも、自分
は虚偽或は不当の請求を為すにあらざれば、飽くまでも日独
混合仲裁裁判所に於て其曲直を争はんと欲せしも、長年月に
涉り官憲の手数を煩はすは自分の本意にあらず、尚又他被害
者全部は和解に賛意を表せしに、独り自分のみ強硬なる態度
を取るは他の被害者に対し反抗するが如く、又自分一人の為
め多数被害者に不利を生ぜしむるは是又自分の本意にあら
ず。且又自分は財政逼迫債務償還に迫り居りたれば、俗言に
所謂先の百より今の五十なる意味の元に和解することを不本
意ながら承認せり。大正十三年九月廿二日独逸政府を代表す
る駐日独逸大使と和解に関する文書を交換し、正式に和解成
立せり。大正十三年十一月廿七日内務省内特殊財産管理局よ
り、損害賠償額の一部金七万五千四百五拾五円四拾九銭受
領せり。前条に開陳せし如く自分所有の在独不動産は売払
ひ得たるも、其当時独逸国法として外国金銭送附を禁ぜら
れ居りし為め、止を得ず独逸銀行に預金し置き、大正十一
年再び入独の際前記の預金引出し得たるも、時恰も通貨膨
張「マーク」相場大下落の爲め不動産売却金全部は全損する
こととなれり。斯る次第なれば日独混合仲裁裁判所へ申告

せし損害額拾壹〔万〕九千円に不動産損害金壹万円を加算し、損害総額金拾貳万九千円となれり。此の総額より先に受領せし七万五千四百五十五円四十九銭を減ずる時は、五万參千五百四拾四円五拾壹銭となり、而して此の金額は今ま尚自分の被りたる損害として残留するものなり。大正三年八月欧州戦争開戦に因り多大の損害を被り、爾来再び立つ能はざる大打撃を受け、財政逼迫の苦痛を実感しつつ拾年以上の長年月を経過したる後ち、損害に対し一部の賠償を得たるも其大部分は直に借金返済に充当し、僅少なる残余金は生活の爲め数月を出でずして消費したり。是より先き大正拾貳年京橋区銀座三丁目九番地沢文旅館方に寓居し居り、全年九月一日知己の者渡欧に際し、見送りの爲め横浜に至りし埠頭上にて彼の恐るべき大地震に遭遇し、將に溺死せんとせしも、幸して上陸する得たるに、次に来りし大火災により焼死の危険直面せしも幸にして免れ、翌日帰京するや旅館は既に焼失し居り、一切の所有物其他書類悉く焼滅し、何物も残留せざりし。如斯悲惨なる状態なりしを以て、大正十四年五月廿三日附を以て、外務大臣宛東京府庁を通じて財産の損害並に引揚に係る損害に対し申請なしたるも、審査の結果不承認の理由に依り却下されたり。爾来窮迫日々に其度を増加し、而も尚ほ債務の残留あり。事実上糊口に苦むも近き将来たるべしと、心痛煩悶なしつつある始末なり。

前記縷々開陳する所は、虚偽は勿論、同情を得んが爲め事実

を誇張するに非らず。實際自分が被りたる損害災厄に基因し、再び立つ能はざる悲惨なる実状態と、困窮其の極に立ち至り死活の問題急迫せるを開陳せんとするに外ならざれば、此点に付き洞察を希ふと全時に、貴官の特別な詮議と同情ある考慮を煩し、自分損害に対し救恤賠償せられたく切望する所なり。

昭和四年八月廿九日 野原駒吉 印

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

④ **Der Brief von Komakichi Nohara an die amerikanische Botschaft Berlin, 29. August 1914**⁽¹³⁾.

Detmold i. Lippe, 29. Aug 1914

An die amerikanische Botschaft Berlin

Hochgeehrte Herren!

Es ist mir durch die Zeitung gewahr geworden, dass die amerikanische Botschaft die Vertretung Japans übernommen hat, so erlaube ich mir, Ihnen höflichst folgendes mitzuteilen und gleichzeitig Sie um Ihnen gefälligen Rat [und] event. [eventuelle] Unterstützung zu bitten. Ich bin ein Japaner, bin technischer Vertreter von "Chemikalienwerk Griesheim" in Griesheim am Main, dessen Agent die American Trading Company zu Hamburg ist. Meine Frau, eine geborene Deutsche, und Kinder sind seit August 1912 hier in Detmold wohnhaft, meine Kinder besuchen die hiesige Real- und Vorschule. Ich komme nach Deutschland fast jeder Jahr, um geschäftliche Sache zu erledigen. Ich habe hier ein Grundstück als Eingetum und mein Haus ist jetzt im Bau. Ich habe militärisch sowie politisch absolut nichts zu tun. Meine Frau und ich sind seit einiger Zeit in Schutzhaft genommen worden und im hiesigen Untersuchungsgefängniß untergebracht. Es wurde mir gleich bedeutet, diese Maßnahme sei nur für wenige Tage und so wartete ich ab, obschon mir die Sache unter den obwaltenden Verhältnisse fast unerträglich war. Wie Sie sich denken können, ist das Gefängniß in diesem kleinen Orte nicht auf Schützhafterung eingerichtet. Zum Beispiel bin ich gewohnt täglich mein Bad zu nehmen und können Sie sich wohl vorstellen, wie man leidet, wenn man dann seit acht Tagen ohne Bad ist und auch nicht weiß, wann man wieder ein solches haben kann. Vor allen Dingen sind aber mit meinem Bau sowohl wie auch mit der Haushaltung sowie der Versorgung der Kinder eine Reihe Entscheidungen zu treffen, die, da schon bisher aufgeschoben, unaufschiebbar geworden sind. Mein Haus sollte zum 1. Okt. d. J. beziehbar sein und ist demzufolge meine jetzige Wohnung gekündigt und auch schon wieder vermietet. Durch den Krieg wird aber anscheinend mein Haus nun nicht fertig und wenn ich mir jetzt keine Wohnung suche, muß ich gewärtig sein, zum 1. Okt. mit meinem Kinder und Einrichtung auf der Straße zu sitzen. Private finanzielle Geschäfte sind auch zu regeln, wie ich auch geschäftlich wichtige Sachen zu erledigen habe. Ich möchte Sie darum um gütige Verwendung zu meiner Freilassung zu bitten und falls das nicht angängig sein sollte, doch möglichst zu veranlassen, daß mir Gelengenheit zur ungehinderten Wahrung meiner privaten Geschäfte gegeben wird, auch mir Klarheit gegeben wird, mit wie langer Inhaftierung ich event. [eventuell] noch zu rechnen habe, da ich mich danach einrichten muß. Für Ihre gütige Bemühungen im voraus bestens dankend in der Hoffnung bald von Ihnen irgendwelchen Bescheid zu erhalten.

Mit vorzüglicher Hochachtung

Ihr ergebener

K. Nohara

⑤ *German Treatment of Japanese: Interesting Narrative by a Refugee, in: The Japan Chronicle, March 15, 1915*⁽¹⁴⁾.

After having been kept in prison in Germany for two months and nine days, Mr. Komakichi Nohara returned to Japan by the “Manchuria” recently. Mr. Nohara is connected with the American Trading Company as a dye expert, and in that capacity was in Germany when the war broke out. An account of the way in which Germans treated Japanese residents was obtained in an interview with him by a representative of the *Japan Advertiser*.

It appears that Mr. Nohara, his wife (a German lady), and their three boys were at their home in Detmold, Lippe, in August. On the 17th of the month Mr. Nohara was warned by the police not to stir from his house. On the 22nd he was again visited by them and ordered to accompany them to prison, for protection.

He says: —

“I told them it was not necessary to protect me. Everybody in the place knew me and what kind of a man I am. I believed Germans were gentlemen, and that I would not suffer any harm,” said Mr. Nohara. As he continued to protest, he was taken to the Governor of Lippe. The latter reiterated that orders had come from Berlin that all Japanese were to be imprisoned for their protection. Disregarding any further protests, he was taken to jail and confined in an ordinary felon’s cell.

Two days later Mrs. Nohara was arrested and separately jailed. After a few days, however, she was allowed to be in the same cell with her husband. When the latter was arrested, she became greatly excited, and telegraphed to Berlin appealing for help, but to no effect. Their children were discharged from school, and taken care of at home by their German servants.

Mr. and Mrs. Nohara’s cell was ten or twelve feet square. There was a small window from which it was impossible to look out. For electric light and cleaning of this place, Mr. Nohara was, when released, charged 46 mark! Prison fare was a portion of vegetable soup at noon, and two slices of black bread with a cup of weak, unsweetened coffee at morning and night. They were allowed to have meals brought from their home.

The children were permitted to see their parents for ten minutes each day. “The jailors would stand with watch in hand, and exactly on the minute the boys were taken away. The youngest, not understanding the matter, would cry, and so would his mother, and this was the hardest of all

for me to bear,” exclaimed Mr. Nohara. “It might be thought they could allow twenty or thirty minutes; but no. Tears came to my eyes in spite of all I could do.”

AMERICAN AMBASSADOR’S GOOD OFFICES.

Mr. Nohara praised very highly the American Ambassador. Soon after he was first thrown into jail, he wrote to Mr. Gerard, who did everything in his power to obtain his release. After ten days, the Ambassador telegraphed that he had arranged the matter, and that the telegram was to be shown to the prison authorities, who would release him. The latter denied having received confirmatory instructions from Berlin, and refused to do anything, so there the matter rested. Mr. Gerard also offered to supply money if necessary.

The Noharas were released on October 30th, after being in jail for two months and nine days. They were ordered to leave Germany in a week. In order to settle their affairs, an extension of two weeks was granted. They were ready by November 20th, and applied for the necessary passport visé, but this was not given until December 31th.

The only route by which they were allowed to travel was to Switzerland. In Zurich, the Japanese Consul, a Swiss, was very courteous and did all he could to give help. Their three boys speak only German, and so they and Mrs. Nohara remained in Basle, so that they may continue their education.

SWISS PRECAUTIONS

When the war began, says Mr. Nohara, there was great disagreement between the pro-French and pro-German factions of the Swiss, which threatened to assume serious proportions. It was decided at last that in case Germans broke Swiss neutrality, it should be resisted and help given the French; but that if the latter were first to cross the boundary, the German side should be taken. The Japanese Consul told Mr. Nohara that a very large number of Swiss soldiers were distributed along the border to repel invasion.

Property of considerable value was reluctantly abandoned by the Noharas. Their real estate, a new house, and much valuable furniture and many curios, were worth well over 50,000 mark. The authorities refused to give a certificate of any kind acknowledging the ownership of this property. “I myself painted, inside the house, the words ‘Dai Nihon Teikoku-Banzai,’ with Japanese flags,” smiled Mr. Nohara. “I also carried away, in a case, a piece of German earth!” He was not allowed to effect any insurance on the house and goods.

Mrs. Nohara had some money in a local bank, which at first it refused to pay out. Finally, she was able to draw it out, a little day by day, in paper notes. These were exchanged for gold in

Switzerland at the rate of 1 franc for 1 mark. The German police obliged people to give up their gold and receive paper currency instead.

When war was declared between France and Germany Mr. Nohara was in Frankfort and witnessed the French aeroplane night attacks on August 2nd and 3rd on the Frankfort station. From what he was able to see it will be a long task to starve Germany. In December, retail food prices were the same as before the war, while in Switzerland they were higher. As a Japanese, however, he had the greatest difficulty in getting supplies, especially of milk, bread, and other necessaries. Dealers said they would not sell to Japanese “pigs.”

“The Germans show the utmost unanimity and determination,” said Mr. Nohara. “The women declare that if the men are not sufficient to carry on the war alone, they, the women, will join them. When mobilization started, the people were extremely quiet, and I thought such people would win.”

The Japanese Foreign Office has informed Mr. Nohara that if he presents a detailed statement of the damage he has suffered, it will be forwarded to the American Government, for negotiation with Germany.

⑥ 橋爪カール「鹿島丸航途恙なく歐洲より帰る」〔神戸新聞〕

一九一五年一月一九日

▲婦朝客土産話のいろく

郵船会社欧州航路（汽船）鹿島丸は予定の如く十八日午前十時無事帰着したるが各乗客には身を以て辛うじて土耳其を遁れたる貿易商武内新太郎氏を始め室田海軍機関大鑑、山梨海軍中佐、長谷部長連、電気研究者横川一郎氏等ありたり

〔略〕

▲先づ捕へて牢獄へ 辛うじて三ヶ月の拘禁より免る

尚右の外同船に橋詰カール（四）同妻ベラ（五）といふ夫妻がその一児セイシン（七）といふのを連れて乗込んでゐた、カールの語る処に依ると同人は日本人の母と獨逸人の父とを持つた混血児で父なる人は三十年前日本に來り目下東京の獨逸商館エムラスベ商会に在動してゐる。母の名はお富といふてこれまた健在であるがカールは十七歳の春日本を去つて單身獨逸に赴きブレエメン市オーライエン商会の電気技師を勤めて居り、その間匈牙利人なる前記ベラといふ妻を迎へて一児を挙げたのであつた。然るに日獨開戦と同時に獨逸官憲はベラ及びセイシンをまづ捉へて牢獄に投じ続いてカールも日本人として三ヶ月間ブレエメンの牢獄に拘禁された。その間食物といつては毎日朝はパンと水、昼は豆スープにコーヒ五瓦といふ粗末な待遇を受け狭い中ですべての自由を奪はれ、運動も許されず、而も種々なる迫害を加へられた相である。

かくする中に獨逸官憲は敵国人退去の命令を發した。カールは獨逸人の血を混へるにも拘らず、国籍が日本にあるといふ理由の許に全然日本人として取扱はれこの退去命令と共に追放されたものである。彼はブレエメンに居住すること九ヶ年、その間同地の貯蓄銀行に三百余馬クの預金をしてゐたがそれさへ引出すに由なく、殆んど身を以つて妻子と共にマルセーユに逃れ、更にリヨン駐在の日本領事に事情を訴へて辛く鹿嶋丸で送還されたものである、彼は英佛獨露四個國の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東京なる父の許に電報を打ちその迎へを待つと語つてゐた

⑦ 橋爪カール「無情な独政府 自国人の子を拘禁」(『読売新聞』一九一五年一月二七日)

二十六日横浜入港の春日丸にて獨逸國を追放されて帰朝せる同胞あり、カール橋爪と称し長崎市の生れ父は同地にて商業を営める獨逸人

△母は出生 れの日本人なるが、十年前機械字研究の爲獨逸に留学し、ミュンヘンに居住し澳國人ベラなる夫人と結婚一人の子を挙げたが、昨年八月日獨國交破れたれど同人は父が獨逸人、妻が獨逸の同盟國人なれば獨逸に戻るも差支えなかるべしと思ひ居りしに同國政府にては

△日本人の血 を有するものとして直に拘禁したるが米國大使の尽力にて漸く釈放され佛國に出て今回歸朝した者なりと

同人は同日上京築地なる知人の許に赴きたるが同人は獨逸が日本人に対する処置を憤慨し日本に永住すべしと(横浜電話)

【追記】本稿は、愛媛大学リサーチユニット「グローバル地域研究」(GLOCRAS)、科学研究費・挑戦的研究(萌芽)「近代日本の捕虜処遇と大正・昭和初期におけるその変容に関する政治史的考察」(研究課題番号：21K28118)、研究代表者：梶原克彦、二〇二二年度～二〇二三年度、科学研究費・基盤研究(B)「国際比較に基づく日本の総力戦体制の全体像の解明(一九一八―一九四五)」(研究課題番号：21H00681)、研究代表者：森靖夫、二〇二二年度～二〇二三年度)、による研究成果の一部である。

- (1) Der Staatssekretär des Innern an den Herrn Staatssekretär des Auswärtigen Amts, 16. September 1914. In: Das Bundesarchiv(BArchiv), R901/98320.
- (2) ハンガリーでも日本人男性の配偶者(ハンガリー出身)が夫同様に拘禁の対象となつていた。参照、梶原克彦・奈良岡聰智「第一次世界大戦と在澳日本人の抑留問題(四・完)」『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』第四十六号、二〇一九年。
- (3) ベルツ花子『歐洲大戦當時の独逸』審美書院、一九三三年、一一九―一三〇頁。ベルツ花(旧姓は荒井花子)と彼女の大戦中の経験については、奈良岡聰智『八月の砲声』を聞いた日本人―第一次世界大戦と植村尚清「ドイツ幽閉記」千倉書房、二〇二三年、九八―一〇一頁。
- (4) 野原の拘束から解放に到る経緯についてはウィッチビ氏による言及が参照。 Cf. Rolf-Harald Wipphich, *Internierung und Abschiebung von Japanern*

- in *Deutschen Reich im Jahr 1914*, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, Jg.55 Heft 1, 2007, S.33-34.
- (5) Der Brief von H. Julien an die Redaktion der Vossischen Zeitung, 22. März 1915, in: *BArchiv, R901/86322*.
- (6) 梶原克彦「第一次世界大戦下の日本におけるドイツ人処遇問題」『愛媛法学会雑誌』第四七巻第二号、二〇二一年。
- (7) 同上。第一次世界大戦期の在日ドイツ人民間人の処遇については同論文、また本宮一男「第一次世界大戦と横浜在留ドイツ人」横浜外国人社会研究会・横浜開港資料館編「横浜と外国人社会―激動の20世紀を生きた人々」日本経済評論社、二〇一五年、も参照。
- (8) *Japanese in Germany: Plea for Reciprocity*, in: *The Japan Chronicle*, March 19, 1915.
- (9) Der Brief vom Ozeanischen Verein an das Auswärtige Amt, 12. Mai 1915, in: *BArchiv, R901/83622*.
- (10) *Verhandlung vom Auswärtige Amt an die Botschaft der Vereinigten Staaten von Amerika*, 17. Juli 1915, in: *BArchiv, R901/83622*. イケノ（池邊栄太郎）については、梶原克彦・奈良岡聰智「第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（一）『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』第四十七号、二〇一九年。オノ（小野休次郎）については別稿で論じる。
- (11) Die Telegrafie von Nohara an Herren Reichskanzler Berlin, 4. Dezember 1914, in: *BArchiv, R901/86321*.
- (12) Königlich Sächsisches Ministerium der auswärtigen Angelegenheiten an das Auswärtige Amt des Deutschen Reichs, 28. November 1914, in: *BArchiv, R901/86321*.
- (13) *BArchiv, R901/86320*
 リッペ侯国デトモルト 一九一四年八月二十九日
 在ベルリン米国大使館宛
 拝啓
 アメリカ大使館が日本の代理を引き受けたと新聞で知るに至り、以下

の事項を謹んでご報告いたしますと同時に、ご助言と場合によってはご助力を賜りますようお願いいたします。私は日本人で、グリースハイム・アム・マインにある「グリースハイム化学工場」の技術販売員を務めており、同社の特約店は在ハンブルクのアメリカン・トレーディング・カンパニーです。妻はドイツ生まれで、子供たちは一九二二年八月よりこのデトモルトに住んでおります。子供たちは当地の実業中等学校ならびに幼稚園に通っております。私はほぼ毎年ドイツに来て、業務を行っております。私は当地に財産として土地を所有し、家屋は現在建築中です。私は軍事にも政治にも全く何の関りもございません。先日、妻と私は保護検束を受け、当地の未決監に収容されております。この措置はほんの数日のことだとそれとなく仄めかされたので、こうした事は現状のもとではほとんど堪えられないものだったのですが、辛抱いたしました。（想像できるかと存じますが、こうした狭隘な場所での拘束は保護検束に適していません。例えば私は毎日入浴することを習慣としておりますが、八日間、入浴することができず、何時また入浴できるのかわからないとしたら、どんなに苦しいか、貴殿にもおそらく想像いただけるかと存じます。わけても、我が家の建築のことはもちろん、家計と子供の養育について、一連の決定をしなければなりません。これまですでに先送りしておりましたので、先延ばしにはできません。私の家は本年十月一日に入居可能な筈でしたので、その後、私の現在の住居は契約解除となり貸し出されます。しかし戦争のために我が家はおそらく完全家財道具は路頭に迷うことを覚悟せざるを得ません。個人的な金銭上の用事を整理しなければなりませんし、仕事上の重要な問題も処理しなければなりません。そのために私の釈放へ向けた貴大使館のご尽力をお願いいたします。もし釈放が認められない場合には、個人的な用事を滞りなく処理する機会が与えられるよう、また、あとどれくらい拘束されるのか、その準備もしなければなりませんから、この点が明らかにされるよう、出来得る限りお取り計らいくださりますようお願いいたします。

貴大使館からのご連絡をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

敬具 K・ノハラ

(14) 「日本人に対するドイツの処遇」避難民の興味深い談話『ジャパン・クロニクル』紙、一九一五年三月二十五日。

二ヶ月と九日にわたる独逸での獄中生活をへて、コマキチ・ノハラはマンチュリア号で最近帰国した。ノハラ氏は染料の専門家としてアメリカの貿易会社と関連があり、開戦時にはその関係でドイツに滞在中であった。ドイツ人の日本人居住者への処遇が『ジャパン・アドヴァタイザー』紙記者の同人へのインタビューで明らかになった。

これによると、ノハラ氏と妻（ドイツ女性）と三人の子供たちは、八月にリッペ侯国デトモルトの自宅にいた。同月十七日に警察から自宅を出ないよう警告を受け、二十二日に再び警察の訪問を受け、保護のために刑務所へ同行するよう命じられた。

彼曰く

「私は自分を保護する必要はないと言った。同地ではみんな私のこととそれの人となりを知っている（からである）。私はドイツ人は紳士であると信じていたし、危害を加えられることはないと信じていた」「」と同氏は語った。彼は異議を訴え続けたが、リッペ当局の手に囚われた。当局が繰り返したのは、すべての日本人はその保護のために投獄されなければならないという命令がベルリンから来ているということだった。さらなる異議申し立てにも拘らず、同氏は投獄され、通常の重罪犯者用の独房に拘禁された。

二日後、ノハラ夫人が逮捕され、ノハラ氏とは別に収監された。しかしながら数日後、夫人は夫と同じ独房への収監を許された。ノハラ氏が逮捕された時、夫人は非常に衝撃を受け、助力を乞うためベルリンへ電報を打つ効果はなかった。夫妻の子供たちは登校停止となり、自宅でドイツ人使用人が面倒をみることとなった。

ノハラ夫妻の独房は十〜十二平方フィートだった（およそ三・六五

平方メートル）。小さな窓が一つあり、そこからは外を見ることはできなかった。電灯と独房の清掃のために、ノハラ氏は、解放された時、四十六マルク請求された！ 監獄の食事は、昼は野菜スープ一人前、朝晩は二切れの黒パンと砂糖なしの薄いコーヒール一杯だった。夫妻は家から食事を届けさせることが認められた。

子供たちは毎日十分両親に面会することが許された。「看守は時計を手にとり監視し、きっちりその時間で子供たちを連れ去った。一番年下の、事態が判っていない子供は泣いて、そのため母親も泣き、これが最も堪えがたかった」とノハラ氏は説明した。「看守たちは二十分から三十分認めることもできたに違いないが、認めなかった。わたしはただ涙を流すだけで、何もできなかった。」

アメリカ大使の尽力

ノハラ氏はアメリカ大使を大いに賞賛した。ノハラが最初に投獄された直後に、ジェラード大使へ手紙を書いた。大使は出来る限りのことをしてノハラを解放を得ようとした。十日後、大使からの電報では、自身が事態の調整を行っており、本電報は監獄当局にも閲覧させるべきであり、そうすれば解放されるだろう、とのことだった。監獄当局はベルリンから正式な指示は得ていることを否定し、何もせず、問題はそのままであった。ジェラード大使も必要な場合にお金を支払うことを申し出た。

ノハラ夫妻は十月三十日に解放されたが、それは投獄から二ヶ月と九日後のことだった。夫妻はドイツを一週間以内に退去する事を命ぜられた。色々な問題を片づけるために、二週間の滞在延長が保証された。夫妻は十一月二十日までに準備が完了し、必要な査証パスポートの発行も依頼したが、これが十二月三十一日まで与えられなかった。

夫妻が出国を認められた唯一のルートがスイス行きであった。チューリヒでは、スイス人の日本領事が非常に親切で、助力のためにあらゆることを惜しまなかった。夫妻の三名の男子たちはドイツ語しか解さない

ので、子どもたちとノハラ夫人はバーゼルに留まり、勉強を続けることになろう。

スイスの警戒

ノハラ氏いわく、戦争が勃発した時、スイス人のドイツ派とフランス派との間で大きな意見の相違があり、深刻な不調和となる恐れがあった。最終的に決定されたのは、ドイツ人がスイスの中立を破った場合には、それは阻止され、フランス人が助力する、しかしフランス人が最初に国境を越えたならば、ドイツ側に味方する、ということだった。日本領事がノハラ氏に語ったところでは、非常に多くのスイス兵たちが侵入させないために国境沿いに配置されたことだった。

かなりの価値を持つ財産を不承不承ノハラ氏は断念した。夫妻の不動産、新築の家、そして多くの価値ある家具と骨董品、これらは優に五万マルクを超える価値を有して居た。当局は、この財産の所有権を確認するいかなる類の保証書の供与も拒否した。「私は自分で、家の中に、国旗と共に『大日本帝国万歳』と描いた」とノハラ氏は微笑んだ。「また私はケースに入れて、ドイツの土を持ち去った!」。彼は家屋と物品に對していかなる保険をかけることも認められなかった。

ノハラ夫人は地方銀行にいくらかの預金があったが、当初、銀行はその引出しを拒否した。最終的に彼女は引き出すことが出来たが、日に少しずつ、紙幣でのごとだった。これらはスイスで一マルクに対し一フランのレートで金に交換された。ドイツの警察は人々に金を放棄し、代わりに紙幣を受け取るよう義務付けていた。

フランスとドイツとの間で宣戦布告がなされた時、ノハラ氏はフランクフルトに居り、フランクフルト駅への八月二日と三日におけるフランスの夜間空襲を目撃した。ノハラ氏が目にする事ができたことからして、ドイツを兵糧攻めにするのは長期戦になるということである。十二月に、食品の小売価格は戦前と同じであるのに対して、スイスでは高騰していた。しかしながら、日本人として、ノハラ氏は、とくに牛乳、バ

ン、その他の必需品の供給をえるのに多大な困難があった。商店主たちは、自分達は日本人の「豚」には売らないと口にした。

「ドイツ人はほとんど全員一致で決意を示している」とノハラ氏は語った。「女性が宣言するには、もし男性が戦争を担うに充分でなければ、自分達も加勢する、と。動員が始まった時、人々は恐ろしく静かであったし、そうした人々が勝利すると思う」。

日本外務省は、もしノハラ氏が被った被害の詳細を申告すれば、ドイツとの交渉のためにアメリカ政府に手渡すと、同氏に伝えた。

(筆者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日付『ジャパン・アドヴァタイザー』紙の記事『MR. NOHARA REACHES JAPAN AFTER DETENTION IN GERMANY: He and His Wife Kept in Cell at Demold More Than Two Months』である。この記事では『ジャパン・クロニクル』紙での野原に関する報道に加えて、小野と池邊についても言及されている。本資料紹介では、野原の部分については双方の記事が同じ文章であった事、そして野原以外の情報を取り込むとむしろ煩雑となる事に鑑みて、『ジャパン・クロニクル』紙の記事を翻刻掲載した。)